

# 第208回 定時株主総会 招集ご通知



平成30年6月28日（木曜日）  
午前10時（開場：午前9時）



大阪府中央区備後町二丁目5番8号  
日本綿業倶楽部（綿業会館）  
新館7階大会議室

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

## 目次

第208回定時株主総会招集ご通知	P. 1
事業報告	P. 5
連結計算書類	P.18
計算書類	P.20
監査報告	P.22
株主総会参考書類	P.25

証券コード 3103  
平成30年6月8日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市東本町一丁目50番地  
(大阪本社事務所)  
大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号  
**ユニチカ株式会社**

代表取締役 注 連 浩 行  
社 長

## 第208回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第208回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成30年6月27日（水曜日）午後6時まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

### 【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

3頁から4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日） 午前10時（開場：午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区備後町二丁目5番8号  
日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第208期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第208期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役2名選任の件  
**第4号議案** 監査役1名選任の件  
**第5号議案** 補欠監査役1名選任の件

### 4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱うものいたします。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものいたします。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものいたします。

以上

- 
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/>）に掲載しておりますので添付書類には記載しておりません。監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載している「業務の適正を確保するための体制」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」となります。
  - ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/>）に掲載させていただきます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※ 「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月27日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ  
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

### 5. 機関投資家の皆様へ（議決権電子行使プラットフォームについて）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が継続する中、個人消費にも持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調が続きました。一方で、欧米の通商政策による海外経済の不確実性や金融市場の変動などの影響が懸念され、地政学リスクへの不安も払拭されず、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の下、当社グループは、昨年5月に公表した中期経営計画「“G”round 20 ～ to The Next Stage (ジーラウンド・トゥエンティ～トゥザネクストステージ)」に掲げる3つの“G”(Growth、Global、Governance)の実現に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は128,388百万円(前期比1.7%増)、営業利益は11,658百万円(同7.0%減)、経常利益は9,972百万円(同4.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は8,081百万円(同9.4%増)となりました。

なお、当連結会計年度につきましては、誠に申し訳ありませんが普通株式については無配とさせていただきますので、何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

事業セグメント別の状況は次のとおりです。

#### 【高分子事業】

フィルム事業では、包装分野は、季節商品の国内販売が堅調に推移し、コンビニエンスストア向け商品などの需要やインバウンド消費が拡大しました。加えて、バリアナイロンフィルム「エンブレムHG」などの高付加価値品の売上げも増加しました。また、海外でも、好調なアジア市況を背景に、インドネシア子会社のP.T.EMBLEM ASIA(エンブレムアジア)が売上げを伸ばしました。工業分野は、好調な半導体市況に支えられ、電気・電子機器分野で好調に推移したほか、シリコンフリー離型PETフィルム「ユニピール」などの高付加価値品の販売も好調でした。

この結果、事業全体で増収となりましたが、原燃料価格上昇などの影響もあり、減益となりました。

樹脂事業では、当社独自のポリアリレート樹脂「Uポリマー」は、情報端末機器用途や海外向け自動車用途で売上げ、収益とも大幅に拡大しました。ナイロン樹脂は、自動車用途などで堅調に推移しましたが、原燃料価格上昇の影響を大きく受けました。熱可塑性飽和共重合ポリエステル樹脂「エリール」や環境配慮型の水性エマルション「アローベース」は、太陽電池用途での需要減少などにより低調に推移しました。この結果、事業全体で増収減益となりました。

不織布事業では、ポリエステルスパンボンドは、農業用途や建築資材用途などで売上げを伸ばしましたが、土木用途などで低調に推移しました。タイ子会社のTHAI UNITIKA SPUNBOND CO.,LTD.（タスコ）は、新機台製品のスペックインを順次進めており、既存製品では土木用途、カーペット用途などの販売が堅調に推移しました。コットンスパンレースは、スキンケア用品などの生活資材用途が引き続き好調で、輸出も堅調に推移しました。この結果、事業全体で増収となりましたが、大型設備投資の償却費計上などの影響もあり、減益となりました。

以上の結果、高分子事業の売上高は58,516百万円（前期比6.3%増）、営業利益は9,401百万円（同6.3%減）となりました。

#### 【機能材事業】

ガラス繊維事業では、産業資材分野は、建築土木用途での需要が伸び悩みましたが、環境関連用途などは堅調に推移しました。電子材料分野のICクロスは、高付加価値品である超薄物タイプを中心に、情報端末機器・ネットワーク関連用途での好調な需要に支えられ、販売が堅調に推移しました。

ガラスビーズ事業では、電子部品や自動車部品などの工業用途が好調に推移し、路面標示用途も堅調に推移しましたが、原燃料価格上昇などの影響を受けました。

活性炭繊維事業では、主力の浄水器用途は水栓一体型を中心に好調に推移し、VOC除去用途、工業用途なども好調に推移しました。

以上の結果、機能材事業の売上高は12,536百万円（前期比3.7%増）、営業利益は1,227百万円（同8.6%増）となりました。

#### 【繊維事業】

産業繊維事業では、構造改革の実施により事業規模は縮小しましたが、ポリエステル短繊維は、複合繊維などの高付加価値品の販売を進め、前期並みの売上げを確保しました。ポリエステル高強力糸は、土木用途などで低調に推移しましたが、高付加価値品の販売数量は増加し、計画どおりの収益を確保しました。

衣料繊維事業では、ユニフォーム分野はワーキング用途を中心に好調に推移し、寝装分野も需要の回復により堅調に推移しましたが、レディス分野や原糸販売などは不振が続き、売上げが減少しました。海外向けでは、デニムの需要が回復し、好調に推移しました。

以上の結果、繊維事業の売上高は53,612百万円（前期比3.5%減）、営業利益は1,290百万円（同33.2%減）となりました。

#### 【その他】

その他の事業につきましては、売上高は3,723百万円（前期比5.3%増）、営業損失は277百万円（前期は578百万円の損失）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当年度中に実施した設備投資は4,129百万円（前期比695百万円減）であり、その主なものは次のとおりであります。

- ① ユニチカ㈱ Uポリマー生産増強投資
- ② ユニチカ㈱ ユニピール生産のための設備改造（継続中）
- ③ ユニチカ㈱ 新基盤システム構築（継続中）
- ④ ユニチカ㈱ 次期事業所システム構築

### (3) 資金調達の状況

当年度は、増資及び社債の発行による資金の調達は行っておりません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、引き続き「G r o u n d 2 0 ~ t o T h e N e x t S t a g e」に掲げた目標の実現に向け、事業基盤を固め、成長に向けた施策を確実に実行してまいります。

具体的には、フィルム事業では、包装分野は、原燃料価格、物流費、為替の変動などに柔軟に対応しながらシェアの維持に努めるとともに、「エンブレムHG」など高付加価値品の拡販に注力します。工業分野は、「ユニピール」や耐熱ポリアミドフィルム「ユニアミド」などの高機能フィルムの採用アイテムの拡大を進めます。さらに、ナイロンフィルムについては、インドネシアでの新機台の増設を着実に進め、グローバル生産体制の更なる強化を目指します。樹脂事業では、ナイロン樹脂は、高輝度メタリック着色樹脂「ナノコン」など、高付加価値品の拡販を強化し、「Uポリマー」は、自動車部品用途などで米国や中国を中心としたグローバル展開を更に進めます。不織布事業では、東京オリンピック・パラリンピックに向け、建築資材関連の需要の取り込みを図ります。また、海外では、タスコでの生産能力増強を契機として、カーペット用途、自動車部品用途などでグローバルに拡販を強化します。

機能材事業では、ガラス繊維事業の産業資材分野は、東京オリンピック・パラリンピックに向けて建築資材用途の拡販に注力するとともに、提案型の営業活動による顧客深耕や新規案件の早期取り込みによる拡販を目指します。電子材料分野のＩＣクロスは、超薄物タイプや高機能製品への商品構成を高めることにより収益の拡大に努めます。ガラスビーズ事業では、電子部品や自動車部品用途の拡販を継続するとともに、生産性の向上によるコストダウンに努めます。活性炭繊維事業では、水栓一体型を中心に浄水器用途での拡販を進め、海外ではこれまでの中国主体から欧米に軸足を移し、新規顧客を開拓します。また、ＶＯＣ除去用途は、引き続き中国向けを中心に欧米も睨んだ海外展開を図ります。

繊維事業では、産業繊維事業のポリエステル短繊維は、ポリエステル共重合技術などを活かした高付加価値品の開発・拡販を加速します。ポリエステル高強力糸は、複合繊維の生産能力を更に高め、拡販を強化します。衣料繊維事業は、原糸・原織開発に引き続き注力するとともに、ベトナム・インドネシア等の現地法人の活用などによる海外サプライチェーンの構築を加速します。

研究開発については、経営資源を有効活用して、当社グループが保有する高分子重合・材料設計及び高分子改質・加工などのコア技術を発展・深化させるとともに、独自の構造制御技術などを更に強化し、高機能フィルム・樹脂、高耐熱フィルム、高機能不織布・繊維など成長を牽引する製品開発を加速します。また、分析・評価技術やコンピューターシミュレーションの利用など、研究開発を支える基盤要素技術についても注力します。

財務体質の健全化につきましては、当年度も有利子負債の削減に努める一方、予定どおりＣ種種類株式の全株式（発行総額100億円）につき、定款及び会社法の規定に基づき平成29年6月30日に取得、消却を実施しました。今後も着実に業績を伸ばし、自己資本の蓄積、有利子負債の削減に努めます。

ガバナンスにつきましては、コンプライアンス体制の強化、PDCAサイクルの全社浸透等により、事業統制力の向上とリスクマネジメントの徹底を更に推進してまいります。また、従業員に内部通報制度に係る啓発を改めて実施することで、更に規範意識を高め、不正を許さない組織風土への改革を進めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 205 期 (平成26年度)	第 206 期 (平成27年度)	第 207 期 (平成28年度)	第 208 期 (平成29年度)
売 上 高		159,126 <sup>百万円</sup>	146,474 <sup>百万円</sup>	126,219 <sup>百万円</sup>	128,388 <sup>百万円</sup>
経 常 利 益		7,680 <sup>百万円</sup>	6,821 <sup>百万円</sup>	10,483 <sup>百万円</sup>	9,972 <sup>百万円</sup>
親会社株主に帰属する 当期純利益(△は損失)		△27,033 <sup>百万円</sup>	6,933 <sup>百万円</sup>	7,389 <sup>百万円</sup>	8,081 <sup>百万円</sup>
1株当たり当期純利益(△は損失)		△46.87円	10.29円	11.08円	133.25円
総 資 産		235,882 <sup>百万円</sup>	219,957 <sup>百万円</sup>	211,872 <sup>百万円</sup>	203,326 <sup>百万円</sup>
純 資 産		31,590 <sup>百万円</sup>	37,936 <sup>百万円</sup>	45,264 <sup>百万円</sup>	40,729 <sup>百万円</sup>
1株当たり純資産		△17.01円	△6.76円	5.80円	160.75円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数控除後)に基づいて算出しております。
2. 平成29年10月1日付けで、普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。

## (6) 重要な子会社の状況(平成30年3月31日現在)

## ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 本 エ ス テ ル (株)	4,000 <sup>百万円</sup>	60.0%	ポリエステル繊維・樹脂の製造及び販売
ユニチカトレーディング(株)	2,500 <sup>百万円</sup>	100.0	繊維製品等の販売及び輸出入
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD. (タスコ)	631 <sup>百万BAT</sup>	88.6	スパンボンド不織布の製造及び販売
P. T. E M B L E M A S I A (エンブレムアジア)	32,400 <sup>千US\$</sup>	82.8	同時二軸延伸ナイロンフィルムの製造及び販売
ユニチカ設備技術(株)	100 <sup>百万円</sup>	100.0	各種プラントの設計施工及び整備保全
ユニチカテキスタイル(株)	50 <sup>百万円</sup>	100.0	綿製品の製造及び販売

② 企業集団の状況

連結子会社は、上記①に記載の6社を含め30社、持分法適用会社は3社であります。

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループが現在行っている事業の主なものは、次のとおりであります。

① 高分子事業

フィルム（ナイロン・ポリエステル）、樹脂（ナイロン・ポリエステル・ポリアリレート）、不織布（ポリエステルспанボンド、コットンспанレース）、生分解性材料

② 機能材事業

ガラス繊維・織物、ガラスビーズ、活性炭繊維

③ 繊維事業

糸・綿・織編物等（ナイロン・ポリエステル・綿等）、二次製品

④ その他

プラント設計・施工・保全

(8) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大 阪 市 中 央 区	岡 崎 事 業 所	愛 知 県 岡 崎 市
東 京 本 社	東 京 都 中 央 区	垂 井 事 業 所	岐 阜 県 垂 井 町
中 央 研 究 所	京 都 府 宇 治 市	坂 越 事 業 所	兵 庫 県 赤 穂 市
宇 治 事 業 所	京 都 府 宇 治 市		

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従 業 員 数	前 年 度 末 比 増 減
3,677名	6名増

(注) 従業員数には嘱託、臨時工等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	17,820 <sup>百万円</sup>
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	22,891
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	10,213
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	10,321
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	10,079
農 林 中 央 金 庫	8,588

- (注) 1. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付けで株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。
2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの組織再編により、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金については、平成30年4月16日をもって株式会社三菱UFJ銀行からの借入金となっております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、平成29年6月30日に、C種種類株式の取得及び消却を完了しました。
- ② 当社が、愛知県豊橋市（以下「豊橋市」）から昭和26年に譲り受けた工業用地を第三者に売却したことは、用地を譲り受けた際の契約に違反するとして、豊橋市住民が豊橋市長に対し、当社に対して63億円の損害賠償金の支払及びこれに対する平成27年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求するよう求めていた訴訟（当社は補助参加人として参加）で、平成30年2月8日に名古屋地方裁判所において、豊橋市長が当社に対し上記支払を請求するよう命ずる判決が下されました。豊橋市長は、当該判決を不服として名古屋高等裁判所へ控訴（当社は補助参加人として参加）しております。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

### (1) 発行可能株式総数

普通株式	178,600,000株
A種種類株式	21,740株
B種種類株式	5,759株

(注) 1. 平成29年6月30日付けで、C種種類株式を取得、消却しております。また、これに伴いC種種類株式、D種種類株式に関する定款規定を削除しております。

2. 平成29年10月1日付けで、普通株式10株を1株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

### (2) 発行済株式の総数

普通株式	57,752,343株
A種種類株式	21,740株
B種種類株式	5,759株

### (3) 株主数

普通株式	41,768名
A種種類株式	1名
B種種類株式	2名

#### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	普通株式 3,274 <sup>千株</sup>	5.67 <sup>%</sup>
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	普通株式 2,334 A種種類株式 21	4.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	普通株式 2,246	3.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	普通株式 1,164	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325	普通株式 1,058	1.83
ユ ニ チ カ 従 業 員 持 株 会	普通株式 1,054	1.82
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	普通株式 857	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	普通株式 813	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	普通株式 809	1.40
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	普通株式 800	1.38

(注) 1. 持株比率は自己株式(91,653株)を控除して計算しております。

2. 上記A種種類株式(株式会社三菱東京UFJ銀行 21,740株)のほかB種種類株式(株式会社みずほ銀行 3,635株、三菱UFJ信託銀行株式会社 2,124株)を平成26年7月31日に発行しております。

3. A種種類株式及びB種種類株式は、優先株式であり、議決権がありません。

4. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（平成30年3月31日現在）

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 社長執行役員	注 連 浩 行	監査室担当
代表取締役 専務執行役員	安 岡 正 晃	管理本部長
代表取締役 常務執行役員	上 埜 修 司	経営企画本部長、技術部門管掌
取 締 役 上 席 執 行 役 員	長 谷 川 弘	機能材事業本部長、繊維事業本部長 (重要な兼職の状況) ユニチカトレーディング株式会社代表取締役会長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	榎 田 晃	高分子事業本部長、東京駐在
取 締 役	半 林 亨	(重要な兼職の状況) 株式会社ファーストリテイリング社外取締役 株式会社大京社外取締役
取 締 役	古 川 実	(重要な兼職の状況) 池田泉州ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役
常 勤 監 査 役	永 田 直 彦	
監 査 役	小 畑 政 信	
監 査 役	河 内 義 人	(重要な兼職の状況) 河内義人税理士事務所所長
監 査 役	福 原 哲 晃	(重要な兼職の状況) 瑞木総合法律事務所共同代表

- (注) 1. 取締役 半林 亨及び古川 実の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役 河内義人及び福原哲晃の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役 阪田誠造及び高 捷雄の両氏は任期満了により、平成29年6月29日開催の第207回定時株主総会終結の時をもって退任しました。
3. 監査役 竹内芳久氏は辞任により、平成29年6月29日開催の第207回定時株主総会終結の時をもって退任しました。
4. 取締役 古川 実氏は、平成29年6月29日開催の第207回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。

5. 監査役 福原哲晃氏は、平成29年6月29日開催の第207回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
6. 監査役 河内義人氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役 半林 亨及び古川 実の両氏と監査役 河内義人及び福原哲晃の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	9名	124百万円（うち社外取締役3名 17百万円）
監 査 役	5名	38百万円（うち社外監査役3名 13百万円）
合 計	14名	162百万円

- (注) 1. 上記には、平成29年6月29日開催の第207回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び社外監査役1名を含んでおります。
2. 当社は、平成18年6月29日開催の第196回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を退任時に贈呈することを決議しております。なお、当事業年度における支給はありません。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況等

- ・ 取締役 半林 亨氏は、株式会社ファーストリテイリングの社外取締役及び株式会社大京の社外取締役であります。なお、当社は、株式会社ファーストリテイリング及び株式会社大京との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役 古川 実氏は、池田泉州ホールディングス株式会社の社外取締役及び株式会社池田泉州銀行の非業務執行取締役であります。なお、当社は、池田泉州ホールディングス株式会社との間には特別の関係はありません。また、当社は、株式会社池田泉州銀行から借入金があり、その額は連結有利子負債のおよそ1.4%と僅少であります。
- ・ 監査役 河内義人氏は、河内義人税理士事務所の所長であります。なお、当社は、同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役 福原哲晃氏は、瑞木総合法律事務所の共同代表であります。なお、当社は、同事務所との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

### ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

地 位	氏 名	取締役会		監査役会	
		出席状況	出席率 (%)	出席状況	出席率 (%)
取締役	半 林 亨	16回/16回	100	—	—
取締役	古 川 実	12回/13回	92	—	—
監査役	河 内 義 人	16回/16回	100	13回/13回	100
監査役	福 原 哲 晃	13回/13回	100	10回/10回	100

(注) 取締役 古川 実及び監査役 福原哲晃の両氏は、平成29年6月29日開催の第207回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。

### イ) 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・ 取締役 半林 亨氏は、取締役会において、議案審議等に関して、会社役員としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。
- ・ 取締役 古川 実氏は、取締役会において、議案審議等に関して、会社役員としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。
- ・ 監査役 河内義人氏は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、税理士としての経験と税務、会計及び財務に関する知見に基づく発言を適宜行っております。
- ・ 監査役 福原哲晃氏は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、弁護士としての経験と知見に基づく発言を適宜行っております。

### ウ) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	86百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	124百万円

- (注) 1. 当社子会社のうち、日本エステル㈱及びユニチカトレーディング㈱の各社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当した場合、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、その他当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- ~~~~~
- (注) 1. 本事業報告中の百万円単位及び千株単位の数字は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>95,039</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>35,685</b>
現金及び預金	26,395	支払手形及び買掛金	18,968
受取手形及び売掛金	36,552	短期借入金	2,450
たな卸資産	27,202	1年以内返済予定長期借入金	2,720
繰延税金資産	2,074	リース債務	57
その他	2,899	未払法人税等	676
貸倒引当金	△84	賞与引当金	1,576
		製品改修引当金	704
<b>固 定 資 産</b>	<b>108,286</b>	事業構造改善引当金	20
<b>有形固定資産</b>	<b>101,654</b>	その他の	8,509
建物及び構築物	10,939	<b>固 定 負 債</b>	<b>126,911</b>
機械装置及び運搬具	23,081	長期借入金	100,081
工具、器具及び備品	1,060	リース債務	674
土地	65,071	繰延税金負債	9,551
リース資産	346	土地再評価に係る繰延税金負債	3,580
建設仮勘定	1,155	役員退職慰労引当金	4
<b>無形固定資産</b>	<b>2,139</b>	退職給付に係る負債	12,218
その他	2,139	その他の	799
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,492</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>162,596</b>
投資有価証券	2,840	<b>純 資 産 の 部</b>	
出資金	8	<b>株 主 資 本</b>	<b>35,698</b>
長期貸付金	285	資本金	100
退職給付に係る資産	18	資本剰余金	16,451
繰延税金資産	139	利益剰余金	19,201
その他	1,220	自己株式	△55
貸倒引当金	△20	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,467</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>203,326</b>	その他有価証券評価差額金	491
		繰延ヘッジ損益	△2
		土地再評価差額金	6,415
		為替換算調整勘定	△2,793
		退職給付に係る調整累計額	△2,644
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>3,564</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>40,729</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>203,326</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		128,388
売上原価		96,515
売上総利益		31,873
販売費及び一般管理費		20,214
営業利益		11,658
営業外収益		
受取利息	73	
受取配当金	74	
受取賃貸料	143	
金利スワップ評価益	76	
独占禁止法関連損失引当金戻入額	94	
その他	176	639
営業外費用		
支払利息	1,331	
持分法による投資損失	54	
為替差損	288	
その他	650	2,325
経常利益		9,972
特別利益		
固定資産売却益	763	
投資有価証券売却益	58	822
特別損失		
固定資産処分損	349	
事業構造改善費用	1,316	1,666
税金等調整前当期純利益		9,128
法人税、住民税及び事業税	1,133	
法人税等調整額	△117	1,015
当期純利益		8,113
非支配株主に帰属する当期純利益		31
親会社株主に帰属する当期純利益		8,081

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>69,015</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>26,825</b>
流動資産	18,511	支払手形	796
現金及び預金	1,922	形金	12,094
受取手形	1,868	入金	650
電子記録債権	22,501	1年以内返済予定長期借入金	2,500
商品及び製品	11,632	未払金	48
仕入掛及び貯蔵品	1,764	未払費用	1,980
原材料及び貯蔵品	1,040	未払法人税等	1,135
前払費用	63	前払税金	481
延税金	378	預り金	63
関係会社短期貸付金	1,512	業員預り金	2,778
営業外受取債権	3,157	業員引当金	2,513
短期受取債権	2,985	業員改善引当金	812
その他引当金	1,692	その他引当金	20
貸倒引当金	0	固定負債	951
	△15	長期借入金	117,567
<b>固定資産</b>	<b>114,385</b>	繰上金	94,630
有形固定資産	71,735	繰上負債	372
建物	5,407	繰上税金負債	10,451
構築物	1,183	土地再評価に係る繰上税金負債	2,353
機械及び運搬具	9,251	長期預り保証金	22
車両及び備品	43	退職給付引当金	8,521
工具、器具及び備品	694	役員退職慰労引当金	4
土地	54,306	関係会社事業損失引当金	508
建物	52	関係資産除却負債	85
無形固定資産	794	その他引当金	618
ソフトウェア	2,024	純負債合計	144,393
その他資産	22	純資産の部	
投資その他の資産	40,603	株主資本	33,959
投資有価証券	2,338	資本	100
関係会社株	23,771	資本剰余金	16,546
出資株式	3	資本準備金	25
関係会社出資	2,031	その他資本剰余金	16,521
関係会社長期貸付金	24,283	利益剰余金	17,366
破産更生債権等	6	繰越利益剰余金	17,366
長期前払費用	236	自己株式	△53
長期差入の保証金	454	評価・換算差額等	5,048
その他引当金	53	その他有価証券評価差額金	491
貸倒損失引当金	△10,962	繰延ヘッジ損益	0
投資損失引当金	△1,613	土地再評価差額金	4,556
<b>資産合計</b>	<b>183,401</b>	純資産合計	39,007
		負債純資産合計	183,401

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 損 益 計 算 書

(平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		81,112
売上原価		58,726
売上総利益		22,386
販売費及び一般管理費		12,848
営業利益		9,537
営業外収益		
受取利息	347	
受取配当金	73	
受取貸料	180	
その他	427	1,029
営業外費用		
支払利息	1,292	
貸付施設維持費	47	
為替差損	256	
その他	608	2,204
経常利益		8,362
特別利益		
投資有価証券売却益	58	
貸倒引当金戻入額	216	
投資損失引当金戻入額	3	277
特別損失		
固定資産処分損	519	
関係会社事業損失引当金繰入額	30	
事業構造改善費用	1,253	1,802
税引前当期純利益		6,837
法人税、住民税及び事業税	1,167	
法人税等調整額	△46	1,121
当期純利益		5,715

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

ユニチカ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三宅 昇 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田 稔郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊東 昌一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニチカ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニチカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

ユニチカ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三宅 昇 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田 稔郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊東 昌一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニチカ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第208期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第208期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

ユニチカ株式会社 監査役会

監査役(常勤) 永田直彦 ㊟

監査役 小畑政信 ㊟

監査役 河内義人 ㊟

監査役 福原哲晃 ㊟

(注) 監査役 河内 義人及び監査役 福原 哲晃は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、本年度より新たに中期経営計画「G'round 20~to The Next Stage」をスタートさせ、更なる経営基盤の強化や事業の成長に向けた種まきの確実な実行を進めておりますが、今後の当社における事業展開を総合的に勘案し、誠に遺憾ながら普通株式につきましては無配とさせていただきます、優先株式につきましては、発行時に定めた所定の計算による配当を実施いたしたいと存じます。

なお、優先株式に対する配当につきましては、その他利益剰余金を原資として、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

- |          |               |                 |
|----------|---------------|-----------------|
| ① A種種類株式 | 1株につき金12,000円 | 総額金260,880,000円 |
| ② B種種類株式 | 1株につき金23,740円 | 総額金136,718,660円 |

#### (3) 剰余金の配当の効力が生じる日

平成30年6月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

発行済のA種種類株式及びB種種類株式について、当社の判断でより機動的かつ柔軟に種類株式を取得できるようにすることを目的として、金銭を対価とする取得条項の規定において、各種類株式の一部の取得についても可能とする内容に変更するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

なお、本変更につきましては、A種種類株主及びB種種類株主の同意が得られることを条件としております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条の2 (A種種類株式) 本会社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1. ～5. (条文省略) (金銭を対価とする取得条項)</p> <p>6. 本会社は、A種払込期日以降いつでも、金銭対価償還日(以下に定義される。)の開始時において、B種種類株式について発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>第13条の2 (A種種類株式) 本会社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1. ～5. (現行どおり) (金銭を対価とする取得条項)</p> <p>6. 本会社は、A種払込期日以降いつでも、金銭対価償還日(以下に定義される。)の開始時において、B種種類株式について発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、<u>按分比例の方法による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>7. (条文省略)</p> <p>第13条の3 (B種種類株式)</p> <p>本会社の発行するB種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1. ~5. (条文省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>6. 本会社は、B種払込期日以降いつでも、本会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>7. (条文省略)</p>	<p>7. (現行どおり)</p> <p>第13条の3 (B種種類株式)</p> <p>本会社の発行するB種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1. ~5. (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>6. 本会社は、B種払込期日以降いつでも、本会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、B種種類株式の一部を取得するときは、<u>按分比例の方法による。</u></p> <p>7. (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 注連浩行、上埜修司、長谷川弘の3氏が任期満了となるため、取締役2名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	注連浩行 (昭和27年2月10日生)	昭和50年4月 当社入社 平成20年6月 取締役上席執行役員 平成24年7月 取締役常務執行役員 平成26年6月 代表取締役社長執行役員（現任） (現在の担当) 監査室担当	24,671株
	<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>注連浩行氏は、前中期経営計画に基づく構造改革、ポートフォリオ改革の完了、また新中期経営計画の着実な遂行に向けて、強いリーダーシップを発揮してまいりました。</p> <p>当社は、同氏の実績を評価するほか、今後も新中期経営計画及び取締役会における意思決定機能の強化などの課題に取り組むためにリーダーシップが必要であると考え、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。</p>		
2	上埜修司 (昭和32年12月8日生)	昭和58年4月 当社入社 平成24年6月 取締役執行役員 平成24年7月 取締役上席執行役員 平成27年4月 取締役常務執行役員 平成27年6月 代表取締役常務執行役員（現任） (現在の担当) 技術開発本部長、経営企画管掌	9,740株
	<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>上埜修司氏は、前中期経営計画に基づく構造改革、ポートフォリオ改革の完了、また新中期経営計画の着実な遂行に貢献したほか、技術部門における品質保証体制の強化等を進めました。</p> <p>当社は、同氏の実績を評価するほか、高い技術的知見及び経営経験を活かし、今後も経営判断及び技術面における施策の推進に重要な役割を果たすことが期待されるものと考え、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者が所有する当社の株式は、全て普通株式であります。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数には、ユニチカ役員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。
3. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 永田直彦氏が任期満了となるため、監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ もり 森 かわ 川 みつ 光 ひろ 洋 (昭和33年1月12日生)	昭和57年4月 当社入社 平成21年1月 経営統括部経営管理室長 平成21年6月 経営統括部経営管理室長兼重合事業部長 平成23年7月 経営統括部部長代理兼重合事業部長 平成24年7月 執行役員 経営統括部長 平成26年6月 上席執行役員 経営統括部長兼秘書室担当 平成27年4月 上席執行役員 管理副本部長兼人事総務部長(現任)	7,689株
<p>&lt;監査役候補者とした理由&gt;</p> <p>森川光洋氏は、当社において繊維事業における業務経験のほか、経営統括部長、人事総務部長を歴任するなど、当社の事業部門、管理部門及び業界に精通しております。</p> <p>当社は、これらの豊かな経験や知見を基に、経営及び事業・管理部門など全般につき、的確な監査を期待できると考え、同氏を監査役候補者としてしました。</p>		

- (注) 1. 候補者が所有する当社の株式は、普通株式であります。
2. 候補者の所有する当社の株式の数には、ユニチカ役員持株会における候補者の持分を含んでおります。
3. ※印は、新任の監査役候補者であります。
4. 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の法定の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。  
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
 補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
小林 二郎 (昭和20年6月4日生)	昭和49年4月 弁護士登録（現任） (重要な兼職の状況) 小林法律事務所所長	200株
<p>&lt;補欠の社外監査役候補者とした理由&gt;</p> <p>小林二郎氏は、弁護士として長年培ってこられた豊富な法律知識を有しております。また、同氏は、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士として企業法務に精通するなど、十分な知見を有しております。</p> <p>当社は、同氏がこれまでの知見と経験を活かし、社外監査役として職務を適切に遂行することができると判断しましたので、同氏を補欠の社外監査役候補者としました。</p>		

- (注) 1. 候補者が所有する当社の株式は、普通株式であります。
2. 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小林二郎氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。
4. 小林二郎氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

以上

# 株主総会会場 ご案内略図



大阪市中央区備後町二丁目5番8号



日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室



交通

- 地下鉄御堂筋線「本町」駅……………①号出口 徒歩約5分
- 地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅……………⑱号出口 徒歩約5分

※会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承ください。

※会場には外来者専用駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

